

地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）（令和6年4月）の
主な改定箇所説明資料

項目番号	項目名	ページ	改定内容
—	—	—	出典とした情報が更新されている場合は、更新後の情報に修正した。 また、法律等の記載で改正されているものは改正後の情報に修正した。
1-2-1.	地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の策定	7	地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令の改正に伴い、「大気中の熱その他の自然界に存する熱」から「温泉熱」を削除した。
3-2-1.	地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の検討手順	48	「(4) 促進区域・地域の環境の保全のための取組等の検討」において、促進区域の示し方の方針を示した。
3-4-4.	その他市町村が考慮すべき事項について（環境保全、社会的配慮）	68,69	① 環境保全の観点から考慮することが望ましい事項に、「①-15 自然共生サイト」を追記した。併せて関連する記載の修正を行った。
7-10.	計画策定市町村による指導及び助言	122	「【コラム】地域脱炭素化促進事業に係る関係法令に基づく手続の実施状況について」を追記した。
9-2-1.	森林法に関する特例の根拠	137-139	表 9-3 及び表 9-4 の地域脱炭素化促進事業計画の認定申請に必要な書類について、森林法施行規則の改正内容を反映した。
9-4-1.	自然公園法に関する特例の根拠	157-159	表 9-10 及び表 9-11 の地域脱炭素化促進事業計画の認定申請に必要な書類について、自然公園法施行規則の改正内容を反映した。
10-2.	地球温暖化対策推進法と農山漁村再工ネ法の関係	188	「本制度を活用しようとする事業者等がわかるよう、市町村は、自らが策定した地方公共団体実行計画を基本計画とみなす場合には、地方公共団体実行計画にその旨を記載することが望ましいです。」を追記した。
11.	付録（様式集）	202, 213-218 222-226	別記様式第1別紙、第2の3、第2の4、第2の5、第2の8、第2の9について、森林法施行規則、自然公園法施行規則の改正内容を反映した。

※その他、全体を通して分かりやすくするために表現を改めた箇所がある。